

# お知らせ

平成 30 年 3 月 22 日  
宇部市上下水道局財務課 管財係

## 建設工事の入札・契約制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり制度の改正等を行いますので、お知らせします。

### 記

#### 1 宇部市建設工事に関する公契約指針について

上下水道局が発注する建設工事等に関する契約について、宇部市において策定された「宇部市建設工事に関する公契約指針」に準じた取扱いとします。

なお、本指針の内容につきましては、宇部市ホームページでご確認ください。

#### 2 社会保険等未加入対策について

建設産業における公平で健全な競争環境の構築及び現場の技能労働者の処遇改善を図るため、平成30年度から契約を締結する工事のうち、下請総額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上の工事について、一次下請業者は原則社会保険等加入業者に限定します。

※詳細につきましては、別紙「社会保険等未加入対策について」のとおりです。

#### 3 建築一式工事の手持制限の見直しについて（継続）

近年の建築一式工事の発注状況を勘案し、当該工事における入札参加者の確保を図るため、平成29年度に施行した条件付一般競争入札の手持制限の要件緩和を平成30年度も継続します。

【現行】その年度に締結した手持工事があれば、入札に参加できない。

（前年度以前に締結した工事は、手持工事としない。）

※平成31年度以降は、発注状況を考慮し必要に応じて見直しを行います。

※下位の等級区分に該当する設計金額の工事及び耐震補強工事は、従来どおり手持工事の対象から除きます。

#### 4 条件付一般競争入札制度の改正について

条件付一般競争入札の対象工事の拡大に伴い、事務負担の軽減の観点から、以下のとおり入札参加申請書類の見直しを行います。

【現行】全ての工事において、一般競争入札の申請時に、

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 監理技術者又は主任技術者の資格・工事経験調書（様式第3号）

ウ 監理技術者講習を受講した者であることを証する書類の書類の提出を求めている。

【改正】設計金額が1億円未満の工事において、上記イ及びウの書類の提出を省略する。

上記アの様式に、入札公告に掲載された配置技術者を配置できる旨の誓約に関する文言を追加。

※技術者の適正かつ効率的な配置に留意してください。

#### 5 総合評価競争入札の見直しについて

総合評価競争入札（設計金額が1億円以上の土木一式工事が対象）の評価項目のうち「災害対策活動実績」について、近年の災害の減少に伴い評価対象業者が限定されるため、公平性の確保の観点から評価対象を見直します。

【現行】過去5年間（5年前の日の属する年度の4月1日から公告日までの間）に、宇部市所管公共施設に係る災害応急対策業務の活動実績について評価する。

【改正】過去10年間（10年前の日の属する年度の4月1日から公告日までの間）に、国土交通省、山口県又は宇部市が所管する宇部市内の公共施設での各施設管理者（指定管理者を除く。）からの要請に基づき行った災害応急対策業務の活動実績について評価する。

#### 6 施行

平成30年4月1日

#### 7 その他

改正要領等につきましては、後日お知らせします。